日本ガスでんき

重要事項説明書

本書面は、お客さまが日本ガス株式会社(以下「当社」といいます。)に電気供給契約(以下「電気の契約」といいます。)をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を販売する時の供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

なお、電気の供給条件等の詳細は、電気供給約款、付帯メニュー定義書、料金メニュー定義書に定めています。これらは、当社ホームページ (http://www.nihongas.co.jp/)でも確認いただけます。

1. はじめに

- ・日本ガス株式会社(住所: 鹿児島県鹿児島市中央町8番地2、登録番号A0190)が小売電気事業者として、お客さまへ電気の供給を行います。
- ・電気の契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ・ご契約いただく電気料金メニューや契約電力等 (契約電流 (A)、契約容量 (kVA)、契約電力 (kW))は、お客さまにお申し込みいただいた内容を適用させていただきます。

2. お問い合わせ窓口

・日本ガスグループコールセンター 099-203-0608 受付時間8:00~20:00(年中無休) 鹿児島県鹿児島市中央町8番地2

3. お申し込み方法

・店頭または郵送による申込書の授受、書面の取り交わしによる申し込み、又は当社ホームページより申し込みを受け付けます。

4. 供給開始の予定年月日

(1)当社は、お客さまとの電気の契約が成立したときには、供給開始に必要な手続を経たのち、供給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始予定日は、以下のとおりとし、供給開始後に改めて書面にてお知らせします。

スマートメーターが設置されていない場合: お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する 最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合: お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して9日目以降に到来する最初の検針日

(2)当社は、天候、用地交渉、停電等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- ・当社は、一般送配電事業者にて計量した電気で使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算します。電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額の合計額とします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・当社は、電気の供給開始日から最初の計量日の前日までの日数、または解約前の計量日から解約日までの日数が30日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

6. 工事費用等

・お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加される場合で、これにともない供給設備等が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を移設変更する場合等において、当社が一般送配電事業者へ工事費等の負担を求められた場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。その他お客さまが電気を不正に使用した際は、一般送配電事業者が請求する違約金についても同様に、お客さまへ請求します。

7. 供給電圧および周波数

・供給電圧は、100V、200V、100V/200Vのいずれかとし、周波数は60Hzとします。

8. 支払方法

- ・「ガス・電気セット割」(※)適用のお客さま:電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算してお支払いいただきます。なお、ガスの検針日が月初のお客さまの場合、電気料金は前々月分との合算になる場合があります。
- ・「ガス・電気セット割」を適用しないお客さま:電気の計量日以降に、口座振替、クレジットカード払いまたは当社からお送りする「コンビニ・ゆうちょ銀行兼用払込票」にて毎月お支払いいただきます。ただし、クレジットカード払いの場合はご家庭でのご使用のお客さまに限ります。
- ・クレジットカードの有効期限が更新された場合は当社へご連絡ください。

※【ガス・電気セット割】

以下の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、本メニューを適用いたします。 適用条件を満たさない場合、セット割の対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。 詳細は、当社ホームページをご確認ください。

(適用条件)

①当社の都市ガス(以下「ガス」といいます。)と電気のご使用場所が同じであること

②ガスと電気のご契約者が同じであること

③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

合算払いとは、料金を、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカード にて合算して同時に支払うことをいいます。ただし、ガスを業務用でご使用の場合は口座振替に限らせていただきます。

9. 電気の供給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・電気の供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにともない、当社又は 一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
- ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ②電気の供給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
- ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設 ⑤電気工作物に異状もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した 場合にはその旨の通知

10. 適用期間および更新について

- ・電気料金メニュー適用期間は、以下の通りです。
- ファミリープランB、ビジネスプランC、低圧電力・・・供給開始日から、1年目の日が属する月の計量日の前日 (満了日) までとなります。 満了日の属する月の前月の 1 日から 15 日までに変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその1 年目が属する月の計量日の前日まで継続され、以後これにならいます。
- ・付帯メニュー適用期間は、以下の通りです。

ガス・電気セット割・・・電気の供給開始日から、ガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとします。以降の 継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

11. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・契約の変更およびお引越し(転居)に伴う解約については、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ・他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込み ください。

12. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約に伴う費用

・お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気の契約を解約する場合において、一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続 供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額および その支払いに必要な手数料を当社に支払うものとします。

13. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気供給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ・お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から電気の契約を解約 することがあります。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から電気 の契約を解約することがあります。
- ・当社から電気の契約を解約する場合には、原則として15日前までに当社所定の方法によりお客さまへ通知します。

14. 延滞利息について

- ・お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて1日あたり0.0274パーセントで計算した延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
- ①電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- ②支払方法が口座振替の場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

15. クーリングオフについて

・お客さまが、訪問販売や電話勧誘でお申し込み(またはご契約)された場合、お客さまはその内容を記載した書面(各種サービス契約申込書の「お客さま控え」)を受領した日を含む8日間は書面によりお申し込みの撤回(契約成立後は契約の解除)をすることができ、その効力はお客さまが書面を発信したときに生じます。なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合は、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

16. その他

- ・現在ご契約中の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。 現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- ・当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む当社との他の契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、電気の契約のお申し込みの全部または一部を承諾できない場合があります。

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割】

日本瓦斯株式会社

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	割引内容	3
5	適用期間	4
6	適用廃止	4
7	ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止	4

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】 (以下「ガス・電気セット割の定義書」 といいます。) は、当社の都市ガスをご契約いただいているお客さま向けに、当社の 電気供給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を 割引する取扱いを定めたものです。

ガス・電気セット割の定義書で定める付帯メニュー(以下「ガス・電気セット割」といいます。)は、合算メニューの対象となります。

1 実施期日

ガス・電気セット割の定義書は、2020年4月1日より実施、適用します。

2 定義

電気供給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、ガス・電気セット割の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、ガス・電気セット割を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①お客さまが、当社の電気供給約款にもとづく電気供給契約(以下「電気の契約」といいます。)の契約者であり、かつ、当社の都市ガス供給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。

なお、電気の供給を開始する時点で、お客さまが当社のガスを使用していない場合には、電気の供給開始からガスの使用開始までの日数が30日未満であること。ただし、当社が電気供給契約の申し込みとガス使用契約の申し込みを同時に受け付け、承諾した場合に限ります。

- ②お客さまの電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所は、工事約款8(ガス工事の実施)によるものとします。
- ③ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される 電気料金を合算払いすること。

4 割引内容

当社は、3 (適用条件) に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの電力量料金からファミリープラン Bおよびファミリープラン+APにおいては契約電流毎、ビジネスプランCにおいては1契約毎に下記の割引率を電力量料金 (燃料費調整額を除く) に乗じて得た額 (小数点以下第一位を切り捨てます。消費税等相当額を含みます。) を割引きます。

料金プラン	契約電流等	割引率
	契約電流 30 アンペア	0. 5%
ファミリープランB	契約電流 40 アンペア	2.0%
ファミリープラン+AP	契約電流 50 アンペア	3.0%
	契約電流 60 アンペア	3.0%
ビジネスプランC	1 契約	3.0%

5 適用期間

- (1) ガス・電気セット割の割引の適用開始日は、原則としてガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の供給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) ガス・電気セット割の適用期間は、(1)に定める適用開始日からガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

6 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、ガス・電気セット割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の契約を解約する場合

電気供給約款30(お客さまからの電気供給契約の解約)または31(当社からの電気供給契約の解約)による解約日

(2) (1) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7 ガス・電気セット割の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を変更する場合には、電気供給約款 4(本約款等の変更) に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気セット割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社

はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載 します。

(3) ガス・電気セット割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

付帯メニュー定義書

【冬のセット de おトクキャンペーン特別割】

日本瓦斯株式会社

付帯メニュー定義書【冬のセット de おトクキャンペーン特別割(以下「特別割」)】(以下「本定義書」といいます)は、当社の電気供給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

本定義書は、2025年1月1日より適用します。

2 定義

電気供給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件等

- (1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。
 - ① 2025年1月1日から2025年3月31日まで(郵送による申し込みの場合、2025年1月1日から2025年3月31日までの消印有効)の間に、新たに当社の電気供給契約を当社指定の方法で申し込みを行い、2025年4月11日までに電気の供給に必要な手続きが完了した場合(なお、当該期間外に電気供給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気供給契約を当該期間中に再度申込みをした場合を除く)。なお、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - ② 電気の供給開始日が2025年1月1日以降であること
 - ③ 当社の電気料金メニューのファミリープラン B、ビジネスプラン C のいずれかを適用すること。
- (2) (1) にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

4 適用期間

- (1) 「特別割」の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。
- 3 (適用条件等) に定める適用条件を満たす電気供給契約の電気の供給開始日
- (2) 特別割の適用期間は、(1) に定める適用開始日から起算して 3 ヵ月目の日が属する月の計量日の前日までとします。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5 割引内容

当社は、3 (適用条件等) に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割り引きます。

- (1) 電気供給約款 14 (電気の使用期間) に定める電気の使用期間の初日の翌日が、「特別割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2) の割引内容を適用します。
- (2) 「特別割」が付帯する電気料金メニューの毎月の基本料金相当額(税込)を割引きます。
- (3) 特別割適用後の基本料金は下記のとおりとします。
- (4) 適用期間中の電気料金が日割り計算となる場合は、日割り計算後の基本料金相当額(税込)を割引きます。なお、まったく電気を使用しない場合も同様に特別割を適用します。

電気料金メニュー	ご契約容量	1ヵ月あたり 基本料金 [税込]	(特別割適用後) 1ヵ月あたり 基本料金 [税込]
	契約電流 30 アンペア	893.72 円	0.00円
ファミリー	契約電流 40 アンペア	1, 229. 32 円	0.00円
プランB	契約電流 50 アンペア	1,536.65 円	0.00円
	契約電流 60 アンペア	1,843.98 円	0.00円
ビジネス プラン C	契約容量 1kVA につき	307. 33 円	0.00円

6 適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおり

とします。

(1) 電気の契約を解約する場合

電気供給約款 30 (お客さまからの電気供給契約の解約) または 31 (当社からの電気供給契約の解約) による解約日

(2) (1) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の 契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7 特別割の定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 4 (本約款等の変更)(2)もしくは(3)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4 (本約款等の変更) (2) および (3) に準じます。
- (4) 当社の電気契約のうち、ファミリープラン+AP と低圧電力については本定義書の適用はありません。